

葉山町一般廃棄物処理基本計画に関する答申書（案）

平成 28 年 11 月 28 日

葉山町一般廃棄物審議会

1. 葉山町一般廃棄物処理の現況について

平成20年5月に横須賀市、三浦市との2市1町ごみ処理広域化協議会からの離脱後、同年6月に「葉山町ゼロ・ウェイストへの挑戦」により、葉山町の一般廃棄物処理に対する基本的方針を大きく転換した。

これを受け策定した「葉山町ごみ処理基本計画（平成23年3月改定）」に「ゼロ・ウェイストのまち葉山をめざします」を基本理念と定め、5つの基本方針に基づき、ごみの減量化・資源化に特化した施策を実施してきた。

ごみの減量化に有効であるとともに、計画収集量そのものの削減も見込める、一般家庭における生ごみ自家処理の推進への取組みは、これまでの普及促進策を一新し、ライフスタイルに合わせた処理が可能となるよう複数の生ごみ自家処理容器を揃え、行政窓口で一律1000円の割引販売とし、継続的に利用してもらうためのフォロー策を充実させたことは、市民の取組みのハードルを下げることとなり、大幅な普及促進に繋がっている。

平成26年6月よりごみの戸別収集及び資源ステーションによる資源物等の拠点回収を開始したことにより、一般家庭から発生したごみ収集量（可燃ごみ、プラスチックごみ、埋立ごみ）は各資源物の適正排出が促進され着実に減少するとともに、資源物の回収量が増加し、リサイクル率は全国平均約20パーセントを遥かに上回る約42パーセントまで進展した。

一方、事業系一般廃棄物に関しては、事業者の処理責任の適正化を図るた

めの受入手数料の値上げ及び産業廃棄物の搬入禁止を実施したが、排出量の減少は見られず、また、主にプラスチック類である産業廃棄物の混入も見られる。

ごみ処理施設に関しては、平成 22 年 11 月に焼却炉を休止した後、可燃ごみの全量を県外の民間焼却施設へ委託し、適正処理は確保しているものの、長距離輸送における環境負荷や事故等のリスクへの懸念、処理施設を持たない不安から、近隣自治体とのごみの共同処理が望まれていた。

また、現状のクリーンセンターについては、運用開始から 39 年が経過し、施設全体の老朽化が進行するとともに、休止中の可燃ごみ焼却施設及び平成 26 年度からし尿の下水道処理施設内へ直接投入を開始したことにより、役割を終えたし尿処理施設が手付かずのままの状態であることから、安全性・効率性確保の観点から早期の対応が必要な状況であった。しかし、これらの老朽化した廃棄物処理施設の解体には莫大な費用を要することから、横須賀市・三浦市とのごみ処理広域化協議会を離脱した葉山町単独では、施設整備に関し、ごみの広域処理を推奨する国の交付金を得ることが出来ないため、施設問題は大きな課題となっている。この様な状況の中、平成 28 年 7 月に鎌倉市・逗子市との 2 市 1 町ごみ処理広域化に関する覚書を締結し、広域化計画の進展により既存施設の解体や、新たな施設整備に対する国の交付金を得られる可能性も高まり、施設問題に対する進展の兆しが見え始めてきた。

当審議会では、今後の葉山町における一般廃棄物事業について、本年度見直しを予定している「葉山町一般廃棄物処理基本計画（以下、「葉山町ごみ処理基本計画」という。）」に位置付けるべき内容について、将来の人口予測値を見ながら、主に、①基本理念・基本方針、②ごみの減量化・資源化、③事業系ごみ対策、④ごみ・資源物の収集体制、⑤ごみ処理広域化への取組み、⑥クリーンセンターの整備についての6項目を審議した。

2. 基本理念・基本方針

現「葉山町ごみ処理基本計画」における基本理念については、我国の循環型社会形成の中でも究極のかたちである「ゼロ・ウェイスト」を掲げ、ごみの減量化・資源化を町民と一体となって推進したことにより、全国トップレベルのリサイクル率となった。今後も循環型社会の実現に向け、ごみの減量化・資源化に精力的に取り組む状況は変わらない。また、平成28年7月に締結した鎌倉市・逗子市とのごみ処理広域化に関する覚書において「資源の無駄をなくし、環境負荷の少ない循環型社会の形成に資するゼロ・ウェイストの実現を目差す」を基本理念として位置付けたことに鑑み、今後も現計画の基本理念を引継ぎ、ゼロ・ウェイストを目差し、引続きごみの減量化・資源化に邁進されたい。

一方、基本方針については、方針 5「段階的にごみを減らす」について、「段階的な」よりも挑戦的且つ大胆な表記にし、町民や事業者に対し、町としてのごみ減量化への取組み意欲がはっきり見えるよう一考されたい。

このことから、次期ごみ処理基本計画においては、現状に囚われず、意欲的な数値目標を掲げられたい。

3. ごみの減量化・資源化

平成 26 年 6 月より実施したごみの戸別収集及び資源ステーションによる資源物の拠点回収により、ごみ量の減少及びリサイクル率向上に対して一定の成果が見られるとともに、リバウンド等の増加兆候も見られないことから、今後、社会情勢が大きく変化することが無ければ、現状のごみの減量化が維持されるものと考えられる。

しかし、「ゼロ・ウェイスト」を基本理念に掲げ、真の循環型社会形成を目指すためには、更なるごみの減量化、資源化に取り組む必要があることから、以下の点について葉山町の特性を考慮の上、熟考されたい。

①戸別収集

現在、週 2 回実施している可燃ごみ、週 1 回実施している容器包装プラス

チック及び月 1 回実施しているプラスチックごみの戸別収集については、町民のごみの排出者責任が高まるとともに、ごみ分別の戸別指導などによりごみ減量化に成果を挙げているものと考えます。今後も、後述する高齢化社会に対し、更なる収集効率の向上を目指し、対象品目の拡大についても検討されたい。

②資源化可能な紙の分別の推進

本審議会において示された、可燃ごみ組成調査結果を見ても、依然として資源化可能な紙（主にミックスペーパー）の混入が見られることから、葉山町の特性を考慮の上、ミックスペーパーへの分別促進を図られたい。

③生ごみ自家処理の推進

可燃ごみ中の生ごみは、一般家庭において唯一自家処理が可能なごみであり、可燃ごみの約 50 パーセントが生ごみであることを考慮すると、現在推進している生ごみ自家処理の普及促進は、継続して取り組むべきであるが、近年、生ごみ自家処理容器普及台数の鈍化が見られることから新たな方策を講じ、更なる生ごみ自家処理の普及促進に努められたい。

④プラスチックごみの資源化

現在、戸別収集にて分別収集され、ごみとして焼却処理されているプラスチックごみについては、マテリアルリサイクル及び燃料化による資源化の可能性があることから、調査・研究を進められたい。なお、実施に当たっては、環境負荷はもとよりコスト面を含む効率性についても十分に検討されたい。

⑤家庭ごみの有料化

家庭ごみの有料化については、全国的に見てもごみの資源化・減量化に効果をあげており、且つ、負担の公平性の観点からも検討を行うべきである。また逗子市との広域処理に伴い、逗子市における有料化実施を踏まえると、葉山町のごみの減量化に向けた姿勢としても有料化への検討は行うべきであり、特に基本方針1及び4に則し、生ごみ自家処理容器普及率の高い葉山町の特性を活かした制度の研究を進められたい。

4. 事業系ごみ対策

①指導強化による適正排出

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条の事業者自らの処理責任の認識を目的とし、事業系廃棄物の処理マニュアル作成、配布、周知等の施策と併せ、事業系ごみ対策チームの編成を検討し、ごみピット前検査の実施強化は

もとより、事業所への立入り指導の実施を図られたい。

②事業系生ごみの削減及び食品ロス対策

葉山町の事業系一般廃棄物の組成調査（平成28年8月から9月に実施）における生ごみ組成率は63.3%と非常に高く、またその内8.2%が売れ残りや賞味期限切れの未開封食品であった。こうした「食品ロス」については、食糧自給率わずか40%足らずの我国全体の社会問題であり、葉山町においてもごみの減量に大きな可能性があるものと考えられる。このことから事業者においても一般家庭と同様に、生ごみの自家処理や食品リサイクル法への取組みの促進、商品の売切り等による未開封食品廃棄の削減など、制度の構築と併せ各事業者が取組みやすい環境整備を進められたい。

③事業系一般廃棄物処理手数料

平成27年に事業系一般廃棄物の処理手数料を1キログラム当たり10円から25円に改正したが、設定価格が安価であったためか、ごみの減量化や前述の食品リサイクル法への取り組み実施等へ促すためのインセンティブとしての機能を果たしていない。また、処理原価に比して未だ安価であることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条の事業者の自己処理責任を鑑み、予見性を持たせながら段階的に、事業系一般廃棄物処理手数料について

処理原価に準ずるような適正化を図るべきであると考えます。手数料の見直しにあたっては、事業者に対して紙類の資源化や食品リサイクルを促すための方策を併せて講じられたい。

④ごみの減量化に取り組む事業所の評価

町内の事業所においても、既に食品リサイクル法に基づく食品残渣の飼料化に取り組む事業所も存在する。そこで基本方針4に基づき、ごみの減量化に意欲的に取り組む事業所を評価し、広く町民に認知させる仕組みが必要であるとともに、こうした取り組みが持続可能となるよう、更にもう一步踏み込んだ経済的な動機付けが働く仕組みづくりを検討されたい。

5. ごみ・資源物の収集体制

将来人口予測において、人口減少のみならず後期高齢者人口が大幅に増加することが予測されており、現行の方式での排出が困難となる町民の増加が懸念されることから、十分な調査、研究に併せ町内会や自治会との協働等により、継続的にごみ・資源の排出ができる仕組みの構築を進めること。また、前述の家庭ごみ有料化による手数料収入により戸別収集対象品目の増加による対応も可能であると考えられることから、複合的に検討されたい。

6. ごみ処理広域化への取組み

葉山町は平成 22 年のダイオキシン流出による可燃ごみ焼却施設の休止以降、ごみの中間処理施設を有しておらず、全て県外の民間処理施設へ輸送し処理している。この様な状況の中、平成 28 年7月に鎌倉市・逗子市とのごみ処理広域化に関する覚書を締結し、横須賀市・三浦市とのごみ処理広域化協議会離脱以降、近隣市とのごみ処理広域化の枠組みに参加することとなった。現状の処理については、適正処理は確保しているものの、処理効率の低下及び長距離輸送における環境負荷の増加は否めないことから、広域処理を推進しこれらの課題改善を図られたい。

7. クリーンセンターの整備

現クリーンセンターについては、運用開始から39年が経過し、施設全体の老朽化が進行するとともに、ストックヤード等が十分に確保出来ず処理効率を低下させているものと考えられる。また、既に使用していない焼却施設及びし尿処理施設についても残存しており、これらの解体にかかる費用が大きな課題となっている。

しかしながら、前述のごみ処理広域化の推進と併せることにより、残存施設の解体及び処理効率を高めるための施設整備に対して、町単独では得ることが不可能であった循環型社会形成推進交付金を活用することは、金銭的なメリットが非常に大きい。このことから、交付金の活用が可能となるよう努められたい。

なお、クリーンセンター再整備に当たっては、生ごみ資源化施設等の将来のごみ処理施設の設置も視野に入れ、効率的な施設運用が可能となるよう各施設等の配置を行うとともに、経済性を考慮し、極力ランニングコストのかからない施設となるよう検討されたい。

付帯意見

2. 基本方針・基本理念

- ・段階的に取組むには、先ず最初に取り組むものは何かを具体的に示した方が
良い。
- ・計画のスペンが 5～7 年などと長い。3 年などの短いスペンでスピード感
を持って実行しないと中だるみしてしまう。
- ・10 年後の目標に向けて、短いスペンでの目標も含めたきめ細やかな設定を
行ってほしい。
- ・基本理念・方針の中に、継続的な啓発活動などを盛り込んでいただきたい。
- ・資源ステーションの分別、出し方、排出時間、不法投棄等に関し、全体的
な意識醸成と、各ステーションに合った継続的な意識醸成の普及活動を方針
内に加える。
- ・町民や事業者への周知活動を具体化して行ってほしい。
- ・町内はもとより庁舎にもごみ減量に向けたスローガンが無く、掲示しては
どうか。

3. ごみの減量化・資源化

- ・(不法投棄等の)プラスチックが町内に散乱すると紫外線によってボロボロ
になり、河川に流れそれを食べた魚を我々が食べる、という循環となってい
ることから、環境を守らなければ我々の生活が成り立たない。この点をもう

少し掘り下げてもらいたい。

- ・容器包装プラスチックについて、製造側でなるべくコストがかからないような製品になっているが、こうしたものをいかに使わない、製造段階からいかにごみが少なくなるようにしてもらおう、こういう働きかけも必要である。

- ・家庭ごみの有料化は非常に有効な手段であり意識は高まると考えるが、現状では資源ステーションの不適切廃棄物を近隣の町民や町内会・自治会、当番役員等が持ち帰り自分の家で分別して出している現状を考えると、有料化されることによりそういった取組みが出来なくなってしまうと考える。

- ・飼犬が増えてきているが、ペットシーツの排出について考えていく必要がある。

- ・生ごみの水切りを徹底させるべきである。

- ・家庭系可燃ごみの収集後、水切り施設で水分を切り、水分は下水道へ流してみてもどうか。

- ・町内のブロガーに協力を仰ぐことや、ツイッター、インスタグラムなどでの広がりも画策するべきである。

- ・スーパー等の包装を更に簡易なものにさせるべきであり、またレジ袋の有料化を行うべきである。

- ・簡易包装、レジ袋有料化について商工会からも事業者へ問いかける。

- ・ミックスペーパー用の紙袋を作るのではなく、紙袋を持っている人から持

っていない人へ回るシステムが必要ではないか。

- ・小規模な町であるので、幼稚園や小学校での教育の一環で紙袋を作り、それを家庭へ持って帰る。それを使って子どもたちから親へ促すといった草の根活動が葉山町には合っているのではないか。

- ・ミックスペーパーという言葉が分かりづらく、分別し切れていないことも考えられる。そこで掲示板の活用などのソフト面での工夫をして欲しい。

- ・分別に取り組むきっかけが少ないこともある。そのきっかけを提供することが大事である。

- ・分別に取り組むきっかけとして、インセンティブとしての有料化ということも考えられる。

4. 事業系ごみ対策

- ・事業系ごみ量の変動と町内の事業所数の相関関係が見えると分かりやすいと考える。

- ・葉山町独自の消費期限・賞味期限のルールを設けてみてはどうだろうか。

- ・多摩地域では処理原価とほぼ同等の手数料にしていることが一般的である。ある程度の手数料水準でないと減量効果が出てこない。

- ・処理手数料と処理原価の乖離分は町税で負担をしている状態である。この状態はおかしいのではないか。

- ・処理手数料を闇雲に値上げするのではなく、処理手数料を上げることで事

業者が分別をすれば負担を減らせるという受け皿の整備と、受け皿情報の提供が必要である。

- ・事業者に向けては、「お願い」と「指導」のメリハリをつけて協力を要請していくべきである。

5. ごみ・資源物の収集体制

- ・古紙のような重たいものを戸別収集に出来れば楽になるのではないか。
- ・分別の分かりやすいもののみを資源ステーションでの収集にして、埋立てごみ等の分別の分かりづらいものを新たに戸別収集にしてはどうか。

葉山町一般廃棄物審議会審議経過

審議期間 平成28年6月27日から平成28年11月28日まで

●第1回 平成28年6月27日

正副会長の互選、諮問、現・葉山町ごみ処理基本計画について、これまでのごみの資源化・減量化、適正処理等の取り組みについて、今後の審議会について

●第2回 平成28年7月27日

各項目の取り組みの方向性について

(1.基本理念・基本方針、2.ごみの減量化・資源化、3.事業系ごみ対策、4.ごみ・資源物の収集体制について、5.ごみ処理広域化について、6.クリーンセンターの整備について、各項目についての説明、説明に対する質疑、審議)

●第3回 平成28年9月12日

ごみ処理基本計画の見直しについて

(ごみ量将来推計について、組成分析結果について、資源化・減量化に向けた施策・取り組みについての説明、説明に対する質疑、審議)

●第4回 平成28年10月24日

答申案の検討について

その後 10月下旬から11月中旬

往復書簡等により、答申案（素案）に対する意見の集約

●第5回 平成28年11月28日

答申案の確定について、答申

葉山町一般廃棄物審議会委員

役 職		氏 名	職 等
会 長	委 員	やまや しゅうさく 山谷 修作	学識経験者 (東洋大学教授)
副会長	委 員	やなぎ しんいちろう 柳 新一郎	商工関係者 (葉山町商工会会長)
	委 員	にいくら ひろき 新倉 洋樹	商工関係者 (株)スズキヤ)
	委 員	いとう まさかつ 伊藤 正勝	町内会 (町内会連合会 美化部会長)
	委 員	みやがわ やすよ 宮川 康代	町民代表
	委 員	やまもと けいこ 山本 佳子	町民代表
	委 員	ひとみ たかし 人見 孝	神奈川県 (横須賀三浦地域県政総合センター 環境部長)